

令和5年度 第1回男女共同参画審議会 議事録要旨

開催日：令和5年8月26日（土）
：午前10時から正午まで
場 所：広陵町役場3階大会議室

出席者

審議会委員 8人（5人欠席）

事務局（地域振興部・協働のまちづくり推進課）4人

◆次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 広陵町男女共同参画に関する取り組み状況について
- 4 パートナーシップ宣誓制度について
- 5 その他

午前10時開会

1 開会

2 会長あいさつ

令和4年度は、男女共同参画後期行動計画の策定について議論をしていただいていたが、本日は、令和4年度の達成状況などを確認し、後期行動計画にどうつなげていくかを議論したい。また、パートナーシップ宣誓制度、川柳作品についても委員からご意見を頂戴したいと考えている。

3 広陵町男女共同参画に関する取り組み状況について

事務局説明

- 「参考資料 令和4年度の取りくみ」、「参考資料 広陵町審議会等への女性委員の登用推進要綱」、「参考資料 審議会・委員会等の女性委員登用割合調査について」に基づいて令和4年度の男女共同参画に関する取り組み状況について説明。

（質疑応答）

- （委員）推進要綱では委員の女性比率を40%以上、としているが、40%以上80%以下ではないか。女性委員登用割合調査をみると、認知症や薬剤師は逆に男性が0%のものもある。男性がないのも問題では。

→ （会長）そのとおりかと思う。80%以上の部分は別の色で示してほしい。

- （会長）多くは任期の期限が決まっているが、委員任期が長いものもあると聞く。そのような状況で計画期間内（～2027年度）に推進要綱に掲げる目標の達成ができるのか。交代がないと、この割合が続いてしまう。流動的にするべきかと思うが。

（委員）女性委員登用割合調査の円グラフ「女性登用割合が進まない理由」を見ると、

青色のように充て職に男性が多い、紫色のように町の管理職や議員からの選出委員に男性が多いといった理由となっている。各委員会で充て職をやめたり、意識的に女性の登用を進める意識の醸成を図るといえるのはどうか。

- (事務局) 充て職をやめるというのは全庁的に進めていかなければならないと思う。一方で公募で委員を募集しても集まらないという理由から充て職に頼っている点はある。このまま充て職を続けるのであれば変わらないので、根本的な意識改革が必要。改選時期に働きかけていく必要がある。
- (委員) 学校医は変えにくいと思う。まずはできる分野から考えればいいと思うが、それはどの委員会か。
- (事務局) ここに記載しているのは条例設置として非常勤特別職という公務員の立場で委員就任してもらっている。条例は議会の議決が必要であるため、(調整することを考えると) 1~2年では変わらないことはご理解いただきたい。36~42の各学校運営協議会は変えていくことが比較的やりやすいのではないか。
- (委員) 人権擁護委員は、当審議会の出席について代表ではなく誰でも出席可となった。そのため、男女共同参画部会である私が出席となった。生命の安全教育出前講座について。人権擁護委員でもデートDVの出前講座を開催しようと検討していた。しかし、町でやってもらっている。協力していきたい。
- (委員) 生命の安全教育出前講座について、資料記載校以外の小中学校でやっているのか。デートDVの話含め、子どもたちのためになる内容なのでしてほしい。
- (事務局) 令和5年度は5校で実施することとなっている。
- (委員) パープルリボンの啓発ポスターは、トイレなどにも貼っているのか。忙しい子育て世代でも、トイレの個室の中なら見やすいと思う。
- (事務局) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に配布している。公共施設以外にもパープルライトアップを行った商業施設のトイレに設置している。いつはがされているかは把握していない。
- (会長) 生命の安全教育出前講座について、知らなかった子どもが気づくことが大切。いざ起こったときに対処する方法を出前講座内で伝えているのか。
- (事務局) 対処方法は伝えている。また委託者(参画ネットなら)についても相談先であり、気軽に相談するよう伝えている。開催については教育委員会と現場の学校の協力が不可欠。一方で授業を受けた先生からは「学校が言いにくい、教えにくい性教育を踏み込んで伝えてくれることはとてもありがたい。」という声も聞いている。
- (会長) 万一の性被害の際にもどう対応するかも大切であると感じる。小中高、繰り返して出前講座のような学習機会を提供することも重要と思う。
- (委員) 女性委員登用割合について。農業や空き家対策、文化財の部門では男性の割合が高い。一方で福祉や教育では比較的女性の割合が高い。現状、男女で興味関心の偏りがある分野もあるので、まずは女性の登用を重点的に進めるべき委員会を提案してみても。例えば行政不服審査会、情報公開・個人情報保護審査会など、町全体に関わる会議に優先的に女性が入ってもらえればいいのでは。

- 「資料1 広陵町男女共同参画行動計画達成状況調査シート（令和4年度）」に基づいて令和4年度の男女共同参画に関する取り組み状況について説明。

（質疑応答）

- （会長）男性の育休については、個人の意志よりも上司への働きかけが必要では。役場内では、どうか。
- （事務局）役場内でも男性職員の育休は進んでいる。民間企業よりは制度が整っているため進んでいると感じる。
- （委員）22について、事務局からどうしたらいいのか。と申し出があったが、この施策が必要か。学び直し（リスキリング）はどこからすればいいのかというのもあり考えが難しいのでは。知識を持つというよりも、女性の中では管理職になるハードルが高いと感じる。管理職になる心構えを持つ、そういったことに対するアプローチが有益では。
- （委員）53～58について、大学生～小学生5人の子どもがいるが、教育内容は今の大学生と今の小学生とでは全然異なっている。
- （委員）男性の育休取得について、「育休取ってね」と言っても動かない。それは休んだら給料はどうなるのか、復帰できるかなど不安になるからである。当所では、安心して休める制度であることを一人ひとり面談して伝えている。男性が一日中育児に携わっていると、子どもへの愛情のかけ方や家庭へ参画する姿勢が違ってくると思う。世間知がもっと広がっていけば。
- （会長）（育休制度の）情報はしっかり伝わっているか。
- （委員）教育現場では、一昔前までは男性教員の育休取得は考えられなかった。しかし、男性が子育て、家事することは当たり前の中になっている。広陵町内の教員でも男性教員の育休取得は複数いる。ただ、代わりの教員がないのが問題になっている。
- （委員）女性委員登用割合調査の円グラフ「女性登用割合が進まない理由」のうち専門知識がある人材に男性が多いという選択があるが、女性で専門知識を持っておられる方も多数いる。そういった感覚から変えていかなければならないと思う。

4 パートナーシップ宣誓制度について

事務局説明

- 「資料2 パートナーシップ宣誓制度について」に基づいて説明。

（質疑応答）

- （会長）パートナーシップ宣誓制度を県として導入すれば、県全体が関係するのか。
- （事務局）県内すべての自治体に適用となると思われる。

5 その他

事務局説明

- 「男女共同参画・ジェンダー平等川柳について」町民の方から意見のあったことについて説明。

（質疑応答）

- （会長）今のところ15句が広報紙及び町HPに掲載されている。今回の意見は重要であり、審議会も行政も男女共同参画・ジェンダー平等はリーダーシップで推進していく

立場である。現在すべて掲載されているが、どう対処すればよいか各委員から意見をもらいたい。

川柳は文字数が限られており、意味の取りにくいものもある。川柳は批判的な精神を持つもの。だからといってジェンダー平等を批判したり、茶化したりするのはおかしい。一方で個人の価値観でもある。町民の方が関心を持って応募したものにどう対応するか審議会でも判断が必要と思われる。

- (委員) 募集した際に「考えてもらうきっかけとして」や「クスッと笑える」という表現で募集している。川柳は作者の思いをすべて書ききれているわけではない。作品を出してくれたことが、ちょっと興味を持ってもらったということが第一回目の川柳募集の成果としては良かったのではないか。一方で的外れの句もある。ジェンダーという意味をあまり認識していないものもある。もうちょっと男女共同参画やジェンダー平等について考え、知ってもらう機会を紙面で説明すれば良かったのではないか。
- (会長) 募集し、知ってもらうきっかけの効果はあった。それが批判的なものも含めて掲載するかどうかという判断について、一つ一つの川柳を選句して掲載しないのを決定するのではなく、良いと思う川柳だけを選句するというのはどうか。
- (委員) 今回の応募のあった句を検討する時間を持つ機会は必要だが、その川柳の内容について受け手はさまざまである。○、×をつけ、判断するのは難しい。基本は全作掲載する方向性で、内容について検討する時間は必要。
- (委員) 審議会として川柳の選者はできないと考える。川柳の内容の読み方は人それぞれ。川柳はヤジも入る、というのを理解した上でヘイトスピーチかどうか、差別がありありと見えると判断した場合は審議会で取り下げるといってはどうか。
- (委員) 選句は難しくないのでは。広報紙でも川柳の事例を紹介している。
- (会長) 現在掲載している町HPについてはどうか。
- (委員) 掲載を変更するのであれば、理由の掲載は必要。内容にそぐわないものを取り下げるのは難しい。優秀作品を選んで掲載という考え方もあり。
- (事務局) 委員からさまざまな意見が出て感謝する。後日審議会委員の皆さんに良い作品を選んでもらいたい。それを会長・副会長と審議した上で、町HPに掲載したいと思う。
- (委員) 川柳募集について反響があった。今後も川柳について続けると思うが、その際に「応募に反する者は掲載しません」というただし書きを付記しておくべきだ。

4 連絡事項（今後のスケジュール等）

事務局説明

- 本日、協議していただいたことへの感謝。後日、川柳作品への対応、パートナーシップ宣誓制度への対応をお願いする予定の告知

5 閉会

午後 0時15分 閉会

以上